

令和6年3月8日

嘱託講師  
本学出入業者 各位

財務部施設企画課長  
居塚 章

令和6年度「車両入構証D」の交付申請手続きについて（通知）

令和6年度における車両入構証D（嘱託講師の自家用車用及び出入業者社用車用）の交付申請手続きを下記のとおり行いますので、車両入構証Dを必要とする者は、期間中に手続きを行ってください。

なお、車両入構証Dでは、進入禁止区域への進入はできません。進入が必要となる都度、守衛室において、車両進入証又は進入禁止区域進入証の交付手続きが必要となります。

記

1. 申請書等受付期間及び受付場所

- ① 受付期間 : 令和6年3月8日（金）～ 令和6年3月29日（金）
- ② 受付時間 : 9:00～17:00
- ③ 受付場所 : 守衛室

2. 交付申請手続き

交付申請資格者は、車両入構証交付申請書及び車両入構証Dに必要事項を記入し、各証明書等の写しを添え、提出すること。

【交付申請資格者及び添付証明書等】

- ① 嘱託講師で車両により入構する者
- ② 構内に営業のため車両により入構する者  
(少なくとも1週間のうち3日以上本学に出入りする業者等であること。)

添付証明書等	
1	運転免許証（写）
2	自動車検査証（写）

3. 交付の手続き

車両入構証交付申請書等の記載事項と証明書等を照合の上、車両入構証Dに所定の交付印を押印し、令和6年4月3日（水）までに守衛室にて交付する。

4. その他

- ・車両入構証交付申請書等については、守衛室にて配布する。
- ・川津団地における駐車場の利用者負担を検討しており、年度途中から車両入構証Dの廃止や駐車料金の設定等、D証に関する変更が生じる場合がある。

車両入構証（D証／嘱託講師）交付申請書の記載例

ボールペン等で赤字の箇所を記入すること

車両入構証（D証／嘱託講師）交付申請書

令和〇年〇月〇〇日

島根大学長 殿

私は、車両で通勤したいので、車両入構証を交付くださるよう申請します。  
なお、許可の上は、西川津地区構内車両交通規程及び下記の事項を遵守いたします。

記

- 1 歩行者の安全を十分確認の上、入出構すること。
- 2 事故・盗難等については、自己の責任とし、大学に一切迷惑をかけないこと。

所 属	〇〇学部	嘱 託 講 師
住 所	松江市西川津町1060	Tel 0852-32-6100
氏 名 (署 名)	島 根 大 朗	
車 名	トヨタ カローラ	
車 両 登 録 番 号	島根 58 さ 2332	

通勤経路略図（申請者の住所付近は詳細に作図のこと）

片道通勤距離 km

大学までの略図を必ず記入する

※守衛記入欄

運 転 免 許 証	自 動 車 検 査 証

# 車両入構証（D証／出入業者）交付申請書の記載例

ボールペン等で赤字の箇所を記入すること

## 車両入構証（D証／出入業者）交付申請書

令和〇年〇月〇〇日

島根大学長 殿

島根大学構内における以下の用務に伴い、車両進入証を交付くださるよう申請します。  
なお、許可の上は、西川津地区構内車両交通規程及び下記の注意事項を遵守いたします。

記

勤務先所属	〇〇〇〇会社 〇〇〇〇部
住所	松江市西川津町1060
連絡先	0852-32-6100
氏名	島根 大朗
車名	トヨタ カローラ
車登録番号	島根 58 さ 2332
用務内容	〇〇〇〇の営業の為

### 注意事項

- 許可された時間の範囲内で進入を許可する。
- 進入中は、車両進入証を運転席前面のダッシュボードの上に置いて、車外から識別できるようにしておくこと。
- 荷物運搬等が必要がある時を除き駐車しないものとし、駐車する場合であっても作業終了後直ちに構内又は、駐車場に移動すること。
- 食堂、学生会館、図書館付近のキャンパスプラザにおいては、車両は進入できない。
- 構内における運行速度は毎時 20 km以下として、騒音とならない運行をし、歩行者、自転車に十分注意をして安全運行を守ること。
- 本学の構内車両交通規程等に違反した時は、本証を発行しない。
- 事故・盗難等については、自己の責任とし、本学は一切責任を負わない。

### ※守衛記入欄

運転免許証	自動車検査証

油性ペン等で青字の箇所を記入すること

# 車両入構証D

所属 又は 会社名	〇〇学部 又は 〇〇会社
氏名	島根 太郎
車両登録番号	島根 58 さ 1060
有効期限	令和 7 年 3 月 3 1 日

島 根 大 学

## 注 意 事 項

- 入構の際守衛室前で一旦停止し、本入構証を守衛に提示すること。
- 入構中は、本入構証を運転席前面のダッシュボードの上に置いて車外から識別できるようにしておくこと。
- 定められた駐車場に駐車すること。  
(満車のときは駐車できない。)
- 歩行者の安全を十分確認の上、入出構すること。
- 構内における運行速度は、毎時20km以下とし、騒音には特に注意すること。
- 本入構証を必要としなくなったとき、又は有効期限が到来したときは返還すること。